

第5回 安来市農業委員会議事録

令和5年11月21日 午後2時20分 第5回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1 番	岩崎 金己君	2 番	添田 俊之君	3 番	新田 徹君	4 番	横山 芳明君
5 番	永塚 知芳君	6 番	足立 仁行君	7 番	北中 宏一君	8 番	木戸 芳己君
9 番	武上 隆雄君	10 番	仲佐 久子君	11 番	北川 正幸君	12 番	新田 里恵君
13 番	塩見 秀雄君	14 番	渡邊 克実君	15 番	佐々木吉茂君	17 番	吉村 正君
18 番	齋藤 哲君	19 番	渡辺 和則君				

2. 欠席委員 なし

3. 出席事務局

堀江 規恵君 加藤 靖弘君 二岡 美保君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和5年11月21日 1日
日程第 3	議第18号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第20号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 6	報第15号 農地法第4条の規定による届出について
日程第 7	議第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 8	報第16号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 9	議第22号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 10	報第17号 農用地利用集積等促進計画の認可の公告について
日程第 11	報第18号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 12	報第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 13	報第20号 土地改良区からの地目変更届出の通知について
日程第 14	議第23号 農地法第52条の規定による賃借料等情報の提供について

5. 議事

事務局：堀江 規恵君

定刻になりましたので、只今から第5回農業委員会を始めさせていただきますと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、齋藤会長のあいさつをお願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

【あいさつ】

議 長：齋藤 哲君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江 規恵君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第5回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議 長：齋藤 哲君
欠席委員はどなたですか。

事務局：堀江 規恵君
ありません。

議 長：齋藤 哲君
それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により11番 北川委員、12番 新田里恵委員を指名いたします。

議 長：齋藤 哲君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：齋藤 哲君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：齋藤 哲君
日程第3 議第18号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
議第18号についてご説明いたします。2 ページをご覧ください。別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3 ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、山のふもとにある農地で、昭和40年頃に水路が破損してから耕作することができず、現在に至るものです。この農地については、非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄され、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地の内、①その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると判断しております。以上です。

議 長：齋藤 哲君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について11番 北川委員をお願いします。

11番：北川 正幸君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君
次に、現地調査報告を1班1番 岩崎委員をお願いします。

1番：岩崎 金己君

1番 岩崎です。この度11月20日に現地調査をさせていただきました。参加人数といたしましては、事務局から堀江局長、名原職員、加藤職員、委員といたしましては足立委員、北中委員、仲佐委員、塩見委員、自分と総勢8名で現地調査をさせていただきました。調査による案件の報告をさせていただきます。1番案件でございますけども、先ほど事務局の方から説明がありまして、重複するかもしれませんが、申請土地につきましては山のふもとにある農地でございます、昭和40年ごろに水路が大変な破損をしたという事でその後、耕作ができておりません。現状といたしましては、山林と化しております。耕地への復元は困難と思われます。よって、非農地への判断が妥当と思われますので審議を求めます。以上です。よろしくお願いします。

議長：齋藤 哲君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：齋藤 哲君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君
日程第4 議第19号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
議第19号についてご説明いたします。5ページをご覧ください。別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて6ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、4件で、所有権移転に関する案件が4件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、経営拡大および耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離250m、農機具は田植機1台、コンバイン2台、トラクター2台、乾燥機2台を所有しています。労働力は本人と母親の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、一筆■■■です。2番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離5m、農機具は小型耕運機1台、自走式草刈り機1台を所有しています。労働力は本人のみの1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、一筆■■■で■■■です。3番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離3km、農機具は耕運機1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、譲受人の希望により非公開です。4番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業

従事状況要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離300m、作付け作物は野菜、果樹で農機具はありません。労働力は本人と母親の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番、2番の案件について9番 武上委員お願いします。

9番：武上 隆雄君

9番 武上でございます。番号1についてご説明いたします。地番46、地目、田、面積694㎡について、譲渡人と譲受人双方の父親同士が友達で譲受人がずっと耕作をされていました。近年双方との父親が亡くなり、譲渡人家族より耕作ができないとの理由で譲受人との話が成立し、この度の申請に至りました。譲受人は精力的に農業に取り組んでいます。今後、核となる方であります。また、周辺農地に影響を与えることはないと考えます。委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。続きまして、番号2の説明を行いたいと思います。地番104番2の畑です。面積が66㎡。並びに104番3、畑、面積122㎡について説明いたします。この土地は以前より譲受人が隣の土地にありましたもので耕作を管理していましたが、この度双方が話をされ申請に至りました。この件について周辺農地に影響を与えることはないと考えます。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長：齋藤 哲君

3番の案件について14番 渡邊委員お願いします。

14番：渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。3番案件についてご説明いたします。譲受人は76aの経営面積で意欲的に経営に取り組んでおられます。また申請地は不耕作地でもありまして、周辺農地等への影響はないものと考えます。委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

4番の案件について15番 佐々木お願いします。

15番：佐々木 吉茂君

15番 佐々木です。この案件はこの土地を持っておられました寺田さんという母里の方ですけども、亡くなられて、その娘さんここに書いてあります神戸の方2人、娘さんですけども相続されました。ところが神戸におられますのでこちらの方の土地の管理ができないということから、誰か作ってもらえないかと、農地自体が畑で今までしておったところでございますので、誰か作ってくれないかと探しておりましたところ、たまたま山の関係もあって、その事で森林組合に行かれましたら、その森林組合に勤めておられる方が譲受人の山本さんという方で、じゃあ自分のところの母親が畑を欲しがってあったからということから話がまとまりまして、お母さんとこの本人が2人で畑を作るという事になりましたので、周りの農地と言いましてもわずかばかりの畑が点々とある状況でございますので、影響は特にないものと考えておりますので、委員の皆様方のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君
次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君
日程第5 議第20号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
議第20号についてご説明いたします。7ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。8ページに案件の内容、9ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、墓地です。永年管理してきた墓地が、大雨災害により山崩れし、維持するのが困

難となったため、自宅に近い本申請地に墓地を新設し、改葬するものであります。周辺の農地以外を検討しましたが、景観に配慮し近隣の方に不快感を与えない土地は、申請地以外なく選定しました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第6項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について19番 渡辺委員 お願いします。

19番：渡辺 和則君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を1班1番 岩崎委員 お願いします。

1番：岩崎 金己君

1番 岩崎です。1番案件の申請地の報告をさせていただきます。転用目的は墓地ですが、墓地の場所といたしましては、自宅より約200m進んだところの山手の方へ約70m入ったところが長年管理されていた先祖からの墓地があったところです。この度、大雨災害により山崩れが生じ維持が困難になり、それにより自宅近くの土地に移籍、新設し改装を計画されました。申請地といたしまして40cmかさ上げしL字溝にて土砂の流出を防ぎながら、また、雨水は地下へ自然浸透といたします。近くには自宅しかなく、他の人に被害を与える影響はないと思われれます。よって、申請は妥当と判断し審議を求めます。以上です。よろしくお願いします。

議 長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第6 報第15号 農地法第4条の規定による届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

報第15号についてご説明いたします。10ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第26条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するもので

す。11ページに案件の内容、12ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。転用目的は駐車場です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について8番 木戸委員お願いします。

8番：木戸 芳己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第7 議第21号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

議第21号についてご説明させていただきます。13ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。14ページに案件の内容、15ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、安来市役所伯太庁舎からおおむね300メートル以内にあることから農地の区分は、第3種農地と判断します。転用の目的は、専用住宅で権利の種類は所有権の移転です。譲受人は住宅建設の計画をするにあたり、なるべく実家の近くで将来の親の介護等に備えたいことや、将来子どもが学校に通う際には集落近辺でないと危険であることなどから、東母里の集落周辺で土地を選定する必要がありました。そのため、条件を満たしている申請の農地を選定されました。第3種農地は農地法第5条第2項第1号ロの規定により転用の実現性などの一般基準を満たせば許可となります。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は一筆■■■です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について15番 佐々木委員お願いします。

15番：佐々木 吉茂君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を1班1番 岩崎委員お願いします。

1番：岩崎 金己君

1番 岩崎です。先ほどの1番案件の申請地の報告をさせていただきます。転用目的は専用住宅ですが、申請地は現在、田ですが、整地工事の際には周辺土地、水路等へは土砂が流出しないように擁壁等を用いて工事が行われます。雨水は道路に面した道側に側溝を作り、既存の北側の用水路へ排水さ

れます。また、生活排水、汚水は公共下水道へ排水処理され、周辺への悪影響を与えることはないものと思われます。よって申請は妥当と判断し審議を求めます。以上です。よろしくお願いします。

議 長：齋藤 哲君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：齋藤 哲君
ないようですので、1 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君
日程第 8 報第 1 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
報第 1 6 号についてご説明いたします。1 6 ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第 5 0 条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。1 7 ページに案件の内容、1 8 ～1 9 ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第 5 条の届出は、2 件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1 番は、転用目的は個人住宅で、権利の種類は、所有権の移転です。2 番は、転用目的は資材置場および駐車場で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議 長：齋藤 哲君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1 番の案件について 8 番 木戸委員をお願いします。

8 番：木戸 芳己君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君
次に、2 番の案件について 1 番 岩崎委員をお願いします。

1 番：岩崎 金己君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

日程第9 議第22号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

議第22号についてご説明いたします。20ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請については、23ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権54件、面積49,719㎡、使用貸借権16件、面積22,499㎡、全体で70件、総面積が72,218㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：清水 仁志君

農林振興課の清水でございます。議案第22号についてご説明いたします。詳細は24ページから30ページまでとなっております。今月の利用集積計画ですが、番号1から13まで、及び番号25から28までが農業経営基盤強化促進法による利用権設定、その間にあります番号14から24までが農地中間管理事業による利用権設定となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

日程第10 報第17号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

報第17号についてご説明させていただきます。31ページをご覧ください。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により公告されたので報告するものです。32ページから42ページに農用地利用集積等促進計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地133筆が、このたび、個人及び法人へ賃借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和5年10月31日となっております。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第11 報第18号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
報第18号についてご説明させていただきます。43ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。44ページに届出内容を書いていますのでご覧ください。今月の届出については、相続の1件です。以上です。

議 長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君
日程第12 報第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
報第19号についてご説明させていただきます。45ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。46ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、1件で、農業経営基盤強化法による賃貸借の解約1件です。以上です。

議 長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君
日程第13 報第20号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
報第20号についてご説明いたします。47ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。48ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議 長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君
日程第14 議第23号 農地法第52条の規定による賃借料等情報の提供について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

議第23号についてご説明いたします。49ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり賃借料等情報の提供をしてよろしいか審議を求めるものです。50ページをご覧ください。これは、農地法第52条の規定により、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に役立てるほか、その所掌事務を的確に行うため情報を提供するもので、令和6年1月から12月に契約される場合の参考にしてもらうため、令和4年の利用権設定の賃貸料を基に算出したものです。カッコ内は前回の値です。なお、この情報は、可決されますと安来市のホームページ、市報で公表されます。以上です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第5回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時49分)